

地図作成事業に関する「よくある質問」

1 「現地での立会いはどのような方法で行うのですか？」

(回答) 一筆の土地ごとに立会いをを行います。

隣接地の所有者（管理者）と同時に立会いができたときは、立会者の方々に境界点の位置をお示しいただき、その位置が一致した場合、筆界はその位置で確認されたものとして筆界を確定できることとなります。

隣接地の所有者（管理者）と同時に立会いができないときは、先に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた境界点に仮の筆界点としてマーカ一等で目印を付け、後に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた境界点の先に目印を付けた点の位置と一致した場合、筆界はその位置で確認されたものとして筆界を確定できることとなります。

ただし、後に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた境界点の先に目印を付けた点の位置と相違する場合、後に示された境界点にも別に目印を付け、隣接地の所有者（管理者）が同時に立ち会うことができる日を調整した上、再度の立会いをお願いすることとなります。

2 「立会いの日程調整はどのようにするのですか？」

(回答) 効率的な立会いができるように計画した日程を、立会いの日のおおむね二週間前までに郵送でお知らせします。立会いは、平日の午前9時頃から午後4時頃までの間で行います。御都合がつかない場合は、立会依頼書に記載の連絡先へ御連絡ください。改めて日程を調整させていただきます。

3 「立会いの所要時間はどのくらいですか？」

(回答) 立会いの所要時間は、土地の広さや形状により一律ではありませんが、一筆につき、20分から30分程度のお時間をいただきます。

4 「必ず土地の所有者本人が立ち会わなければならないのですか？」

(回答) 代理人を通じて筆界を確認いただくことも可能です。代理人が立ち会う場合、「立会依頼書」の代理人欄に必要事項を御記入いただき、立会いの当日にその依頼書と、代理人の身分を証する書面（運転免許証や健康保険証等）及び認印を御持参いただくようお願いいたします。夫婦・親子・兄弟等の親族による代理立会いであっても同様に代理人欄への記入等が必要ですので、御注意ください。

なお、現地立会いにお越しいただくことが困難な事情等がありましたら、

立会依頼書に記載の連絡先へ御連絡ください。

5 「土地が共有名義の場合、全員が立ち会わなければならないのですか？」

(回答) 共有者全員が立会いの対象者となりますが、代表者に立ち会っていただくことも可能です。その場合、立会いをする代表者は、他の共有者に「立会依頼書」の代理人欄に必要事項を御記入いただき、立会い当日にその依頼書及び認印を御持参ください。

6 「過去に地積更正等の登記をしている場合、立会いを省略することは可能ですか？」

(回答) そのような場合でも立会いを省略することはできませんので、御協力をお願いします。

7 「急用により立会いができなくなりました。再度、日程を調整することはできますか？」

(回答) 予定日時に立会いができなくなったときは、立会依頼書に記載の連絡先まで御連絡ください。

再度、日程の調整を行った上、後日、立会いをお願いすることになります。

8 「一時的に登記上の住所とは別のところに住んでいます。今後、通知を現在の居所に送ってほしいのですが、可能ですか？」

(回答) 可能です。その際は、送付先を立会依頼書に記載の連絡先まで御連絡ください。

9 「立会いには、法務局職員が来るのですか？」

(回答) 立会いは、仙台法務局から委託を受けた作業機関の社員である土地家屋調査士が行います。

なお、担当の土地家屋調査士は「仙台法務局」と標示した腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。

10 「筆界が分からないときはどうなりますか？」

(回答) 地図作成事業において、土地の所有者(管理者)に立会いをしていただき、筆界と認識しているところを指し示していただくこととなりますが、どうしても筆界の位置が分からない場合は、隣接地の所有者(管理者)が筆界として指し示した位置についてどのように思われるかを所有者(管理者)にお聞きした上で判断していただくこととなります。

1 1 「立会いや測量をするとき、敷地内や家屋の中に立ち入ることはありますか？」

(回答) 筆界の確認や測量をするために所有地に立ち入ることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、通常、家屋の中に立ち入ることはありませんが、家屋の中を通らないと筆界が確認できない等の事情がある場合は、所有者（管理者）の承諾を得て立入りをさせていただくことがあります。

1 2 「立会いが終わった後、何かすることがありますか？」

(回答) 立会いが終わり、筆界が確定しましたら、後日、測量を実施いたします。

測量をする日時は、事前にお知らせしません。所有地に立入りをする必要がある場合は、測量を行う際、現地にてお声掛けをさせていただきます。お留守のとき、敷地内への立入りが可能な場所については、立入りをさせていただく場合がありますが、その際は、立ち入った者の連絡先をポスト等へ投函します。

1 3 「測量の費用負担はありますか？」

(回答) 地図作成事業のための測量費用の個人負担はありません。ただし、筆界の調査を行うために立ち会っていただく際の日当の支給はなく、また、交通費などの経費は個人にて負担いただくこととなります。

1 4 「測量の結果は、どのようにしたら知ることができますか？」

(回答) 地図作成事業の対象となる土地の測量が完了した後、測量成果に基づいた一筆ごとの面積を算出した図面及び登記を変更する事項を記載した資料を土地所有者全員に郵送します。

なお、図面及び資料の内容を御確認いただき、誤り等がある場合は縦覧じゆうらん（※）の期日までに地図作成現地事務所まで御連絡願います。

※縦覧とは、地図作成事業の調査や測量の結果を皆様に確認していただく作業です。

1 5 「測量の結果、地積（面積）の増減はありますか？」

(回答) 地図作成事業に限らず、測量を行うと、ほとんどの場合において地積の増減が生じます。地積の更正については、地図作成事業において、登記官が職権で更正登記を行います。

1 6 「測量の結果、地積に増減があった場合、固定資産税はどうな

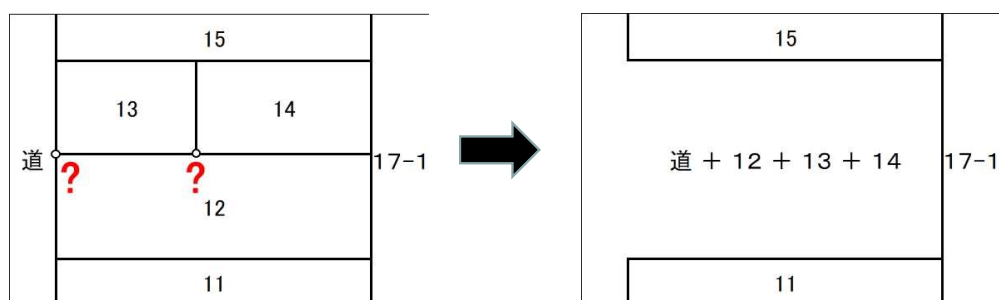
るのですか？」

(回答) 地図作成事業の結果について登記が完了した後、地方税法第382条に基づき、当該土地の所在地の市区町村へ法務局から通知します。

なお、課税が適用される時期等詳細につきましては、当該土地の所在地の市区町村にお問い合わせください。

17 「お隣と境界について意見が相違し、境界が確認できなかった場合どうなりますか？」

(回答) 地図作成事業の調査期間内に筆界の位置が確認できない場合、隣接する土地は筆界未定^{ひつがいみでい}として地図を作成します。この場合、後日、筆界未定を解消する際の測量費用及び地図の訂正申出などの登記手続費用は所有者の御負担となります。



(?の2点が確定できない)

(+で表示された地番が筆界未定)